

障第1638号
令和4年1月5日

各障害児相談支援事業所長 様
各障害児入所施設長 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築について

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から別添のとおり「障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に係る手引き」がとりまとめられましたので、お知らせします。別添手引書を確認いただき、現に障害児入所施設に入所している障がい者及び今後18歳を迎える障がい児が、グループホーム等の地域や障害児支援施設等に移行できるよう、引き続きご配慮いただきますようお願いいたします。

岐阜県健康福祉部障害福祉課地域生活支援係 岐阜市藪田南 2-1-1 〒500-8570			
係長	山脇	担当	金子
電話	058-272-1111 (2621)		
FAX	058-278-2643		
e-mail	kaneko-mina@pref.gifu.lg.jp		